

船舶事故調査報告書

令和元年6月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）
委員 田村 兼吉
委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員行方不明
発生日時	不明（平成30年6月13日 11時30分ごろ～15日 15時55分ごろの間）
発生場所	不明（石川県能登町立壁 ^{たてかべ} 東方沖～石川県七尾市庵町 ^{いおり} の砂浜の間）
事故の概要	漁船盛漁丸 ^{せいりょう} は、七尾市庵町の砂浜に無人の状態で乗り揚げているところを発見された。 船長は、行方不明となった。
事故調査の経過	平成30年6月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で行方不明のため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 盛漁丸、0.5トン IK3-19911（漁船登録番号）、個人所有 4.94m（Lr）×1.45m×0.63m、FRP ガソリン機関、漁船法馬力数30、昭和63年4月
乗組員等に関する情報	船長 男性 80歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年6月20日 免許証交付日 平成25年7月29日 （平成31年4月21日まで有効）
死傷者等	行方不明 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北～北西、風速 約3～5m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、水温 約19～20℃
事故の経過	僚船（以下「僚船A」という。）の船長は、平成30年6月13日10時00分ごろ、能登町布浦の係留場所で、本船の船長が、さざえ刺し網漁（以下「本件刺し網漁」という。）の漁具を本船に積む準備をしているのを認めた。 別の僚船（以下「僚船B」という。）の船長は、11時30分ごろ、能登町立壁東方沖で刺し網を揚げていたところ、本船が、僚船Bに近づいてきて本船の船長と会話した後、立壁南東方沖の漁場（以下

	<p>「本件漁場」という。)に向かうのを認めた。</p> <p>僚船Aの船長は、16時30分ごろ本船が係留場所に戻ってきていないのを認め、投網だけであれば昼過ぎには戻ってきているはずなので不審に思い、陸上から車で本件漁場付近を捜したが本船が見当たらず、電話で別の僚船(以下「僚船C」という。)の船長にその旨を連絡した。</p> <p>僚船Cの船長は、船長の携帯電話に連絡したが、呼出音が鳴らなかったもので、18時ごろから係留場所を出港して本件漁場付近を捜したものの本船が見当たらず、本船が所属する漁業協同組合の担当者が、19時35分ごろ海上保安庁に通報した。</p> <p>本船は、15日15時55分ごろ、本件漁場から南南西方約22海里的七尾市庵町の砂浜に無人の状態で乗り揚げているところを地元住民により発見され、通報を受けた警察署が海上保安庁に通報した。</p> <p>船長は、海上保安庁、警察及び僚船等による捜索が行われたものの発見されず、行方不明となった。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船、写真2 甲板上の漁具 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船が行う本件刺し網漁の投網方法は、船外機を後進とし、船長が左舷側から一方の旗竿^{まげ}、おもり及び刺し網を海中に投入したのち、もう一方のおもり及び旗竿を投入するものであった。</p> <p>本船は、発見された際、船外機が、チルトダウンされた状態で、ギヤシフトレバーは中立の位置にあった。甲板上には刺し網、旗竿及びおもりが残っており、魚倉に漁獲物は入っていなかった。</p> <p>本船には、他船と衝突したような痕跡はなかった。</p> <p>船長は、ふだん、ヘルメット、長袖Tシャツ、胸付きカッパズボン、長靴、ベルト型の作業用救命衣を着用していた。作業用救命衣は約5～6年前に船長が購入したものであり、購入後にボンベ及びスプール(水を検知する部品)を交換したかどうかは不明であった。</p> <p>船長は、ふだん携帯電話を所持していたものの、防水型かどうか、防水パックに入れていたかどうかは不明であった。船長の携帯電話は、船内に残っていなかった。</p> <p>船長は、約15年間の本件刺し網漁の経験があった。</p> <p>船長には、持病があったが、ふだんの生活には支障がなく、本事故当日、体調の不良を訴えていなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長は、行方不明となった。</p> <p>本船は、6月13日11時30分ごろ本件漁場に向かった後、15</p>

	<p>日15時55分ごろ七尾市庵町の砂浜に無人の状態で乗り揚げているところを発見されたことから、この間において、船長が落水した可能性があると考えられる。</p> <p>本船の発見時、本船には刺し網、旗竿及びおもりが残されていたことから、投網前に船長が落水して行方不明となった可能性があると考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、本件漁場に向かった後、船長が落水したことにより発生した可能性があると考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶の乗船者は、救命胴衣を着用すること。また、膨張式の救命胴衣のボンベ及びスプールは、有効期限があるので、定期的に交換すること。 ・ 緊急時の連絡手段を確保するため、防水型の携帯電話又は防水パックに入れた携帯電話を身に付けておくことが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図

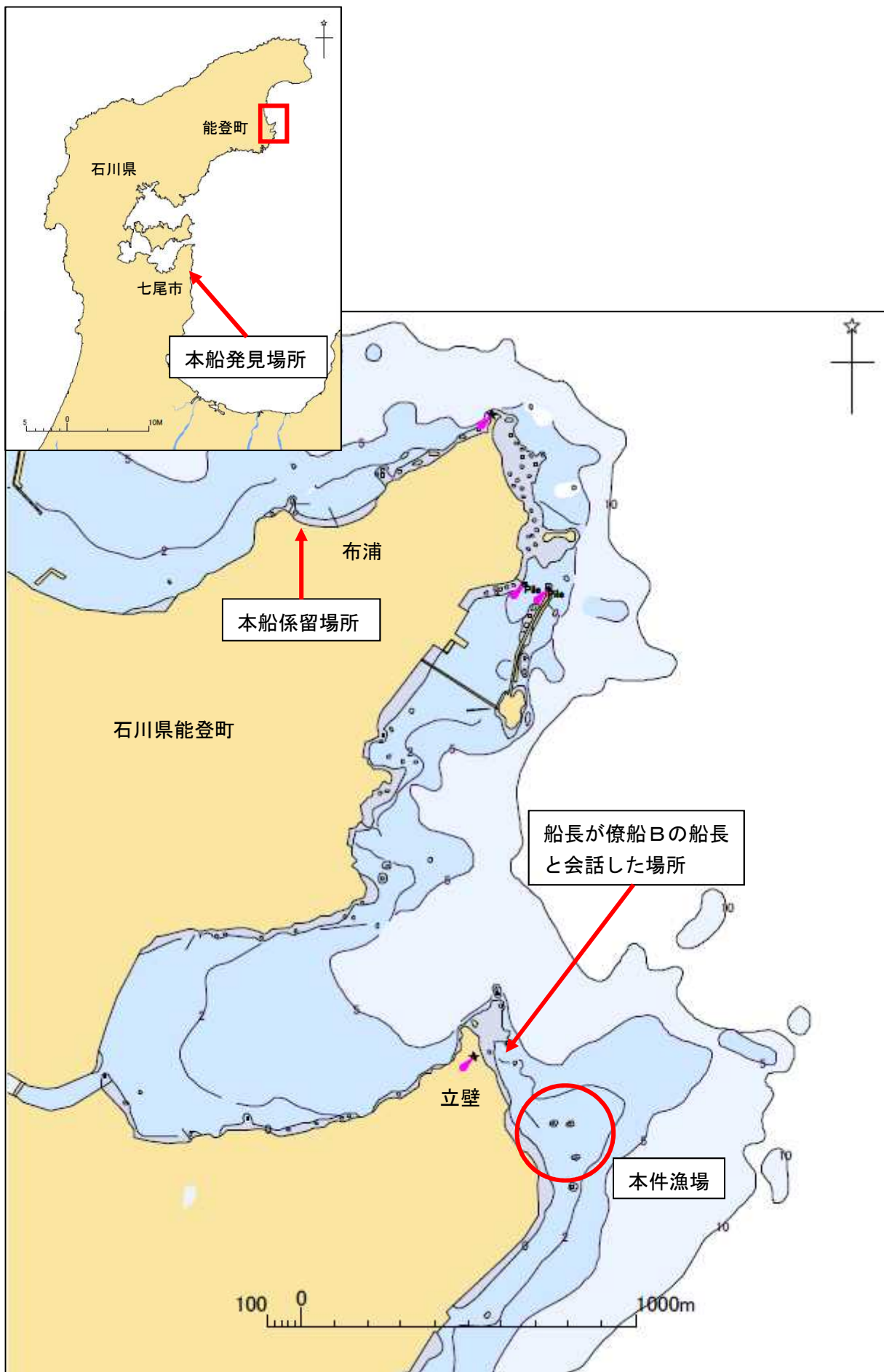


写真1 本船



写真2 甲板上の漁具

